

一般社団法人日本神経学会セクション設置に関する規程

2014年1月24日制定

2020年8月31日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、神経内科の専門領域ごとに設置するセクションの組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 セクションは担当する専門領域に関わる業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 セクションは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 担当専門領域に関わる研究、教育、診療に関すること。
- (2) 担当専門領域に関わる対外的業務、広報に関すること。
- (3) 担当専門領域に関わるその他の必要な業務に関すること。左同

(設置および廃止)

第4条 セクションは、別表に掲げる専門領域毎に設置する。

2 セクションの設置または廃止は、理事会が決定する。

(組織)

第5条 セクションは、本学会会員により組織する。

2 本学会会員は、いずれか1つのセクションに所属することができる。ただし、当分の間、本学会理事および次条に掲げるセクションの役職員が推薦する会員が所属できる。

(役職員)

第6条 セクションに、次に掲げる役職員を置く。

- (1) セクションチーフ 1名
- (2) コア・メンバー 若干名
- (3) メンバー

2 セクションの運営上必要があるときは、前項で定める役職員の他、別に役職員を置くことができる。

(選任)

第7条 チーフは、代表理事が理事会に推薦して承認を得る。

2 コア・メンバーは、代表理事がチーフと協議して、理事会に推薦し承認を得る。

3 前条第2項の規定により別に別に役職員を置く場合は、チーフが代表理事と協議のうえ、理事会

の承認を得る。

(運営組織)

第8条 それぞれのセクションに、運営に必要な事項を審議し、決定するための運営委員会を置く。

2 運営委員会は、は、セクションチーフおよびコア・メンバーで構成する。

3 それぞれのセクションは、運営委員会の他運営に必要な組織を置くことができる。

(役職員の任期)

第9条 セクションの役職員は、当法人の定款に定める役員に関する条項に準じて、任期は1期2年とし、再任できる。

(役職員の定年)

第10条 セクションの役職員委員の定年は65歳とする。ただし、理事会が特に必要と認めた場合は、70歳（以下「特例定年」という。）まで延長することができる。

2 定年または特例定年に達する者は、当該年度内に、後任に職務を引き継いで退任することとする。

3 前項で規定する定年または特例定年の年齢の基準日は、 学術大会開催期間の最終日の月の末日とする。

(運営経費)

第11条 セクションの運営経費は、毎年度本学会の予算に計上する。

(活動状況の報告)

第12条 セクションは、必要に応じてその活動状況を理事会に報告する。

(規程の改正)

第13条 この規程を改正するときは、理事会の承認を要する。

附則

この規程は、2015年7月18日から施行する。

附則

この規程は、2016年4月9日から施行する。

附則

この規程は、2017年1月27日から施行する。

附則

この規程は、2020年7月11日から施行する。

附則

この規程は、2020年8月31日（理事会承認の日）から施行する。

別表

専門領域名	セクション名称	設置年月日（理事会承認日）
てんかん	てんかんセクション	2013年7月20日
認知症	認知症セクション	同上
頭痛	頭痛セクション	同上
脳卒中	脳卒中セクション	同上
運動障害疾患（パーキンソニズム・不随意運動）	運動障害疾患（パーキンソニズム・不随意運動）セクション	2014年1月24日
運動失調症	運動失調症セクション	同上
運動ニューロン疾患	運動ニューロン疾患セクション	同上
神経感染症	神経感染症セクション	同上
免疫性神経疾患	免疫性神経疾患セクション	同上
リハビリテーション	リハビリテーションセクション	同上
神経画像	神経画像セクション	同上
末梢神経疾患	末梢神経疾患セクション	同上
筋疾患	筋疾患セクション	同上
神経腫瘍	神経腫瘍セクション	同上
スポーツ神経内科	スポーツ神経内科セクション	同上
神経救急	神経救急セクション	2014年10月28日
難病医療	難病医療体制セクション	2016年11月17日